

1.平成 31 (2019) 年度の介護保険料と 介護報酬改定について



加賀市健康福祉部長寿課

平成 31 年 2 月 21 日

平成31(2019)年度 消費税率引き上げによる 介護保険料及び介護報酬の改定について

1.介護保険料の改定について

(H31(2019)年4月～)

- 第1段階から第3段階の低所得者について、消費税を財源とした手当てにより、保険料を軽減する。

2.介護保険料の改定について

(H31(2019)年10月～)

- 全体で2.13%の改定をおこなう。
 - 介護保険サービスに関する対応 +0.39%
 - 食費・居住費等の補足給付 +0.06%
 - 介護職員の処遇改善 +1.67%

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

平成30年度予算額
246億円(公費)

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①一部実施(平成27年4月)

市町村民税非課税世帯のうち 特に所得の低い者を対象
(65歳以上の約2割)

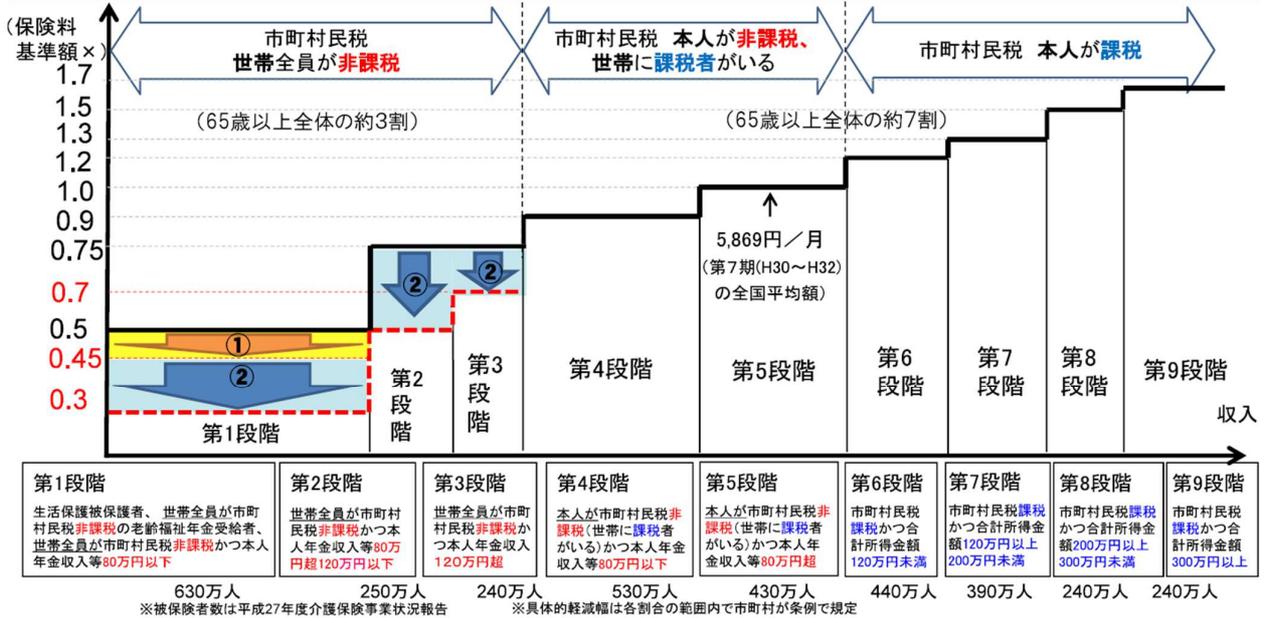
	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.5 → 0.45

②完全実施

市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	0.75 → 0.5
第3段階	0.75 → 0.7

※公費負担割合
国1/2、都道府県1/4
市町村1/4



厚労省老健局「平成31年度概算要求の概要」より

平成31(2019)年度の介護保険料について

保険料軽減関係のQ & A (低所得者の第1号保険料軽減強化に係る2019年度の対応)

問1 2019年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、低所得者の介護保険料の更なる軽減強化が予定されているが、2019年度の保険料額の計算方法は、現行の年額の半分と、軽減強化後の年額の半分の合計額でよいか。
また、2019年度の途中で被保険者資格を取得した場合の保険料額の計算方法如何。

① 2019年度年額の月割額
② 現行の年額の月割額(9月までの半年度分)と軽減強化後の額の月割額(10月以降の半年度分)との合算額

(答) 政令上は、介護保険の賦課が年度単位であることを踏まえて設定する必要があるため、2019年度の保険料軽減強化については、2019年10月以降の消費税率引上げによる財源の手当てであることを反映し、2020年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に形式的に設定することとしている。
そのため、2019年度の保険料額の計算方法は、現行の年額の半分と、軽減強化後の年額の半分の合計額ではなく、保険料基準額に各段階の割合を乗じた額になる。

(例) 介護保険法施行令第38条第1項各号に定める標準割合の場合

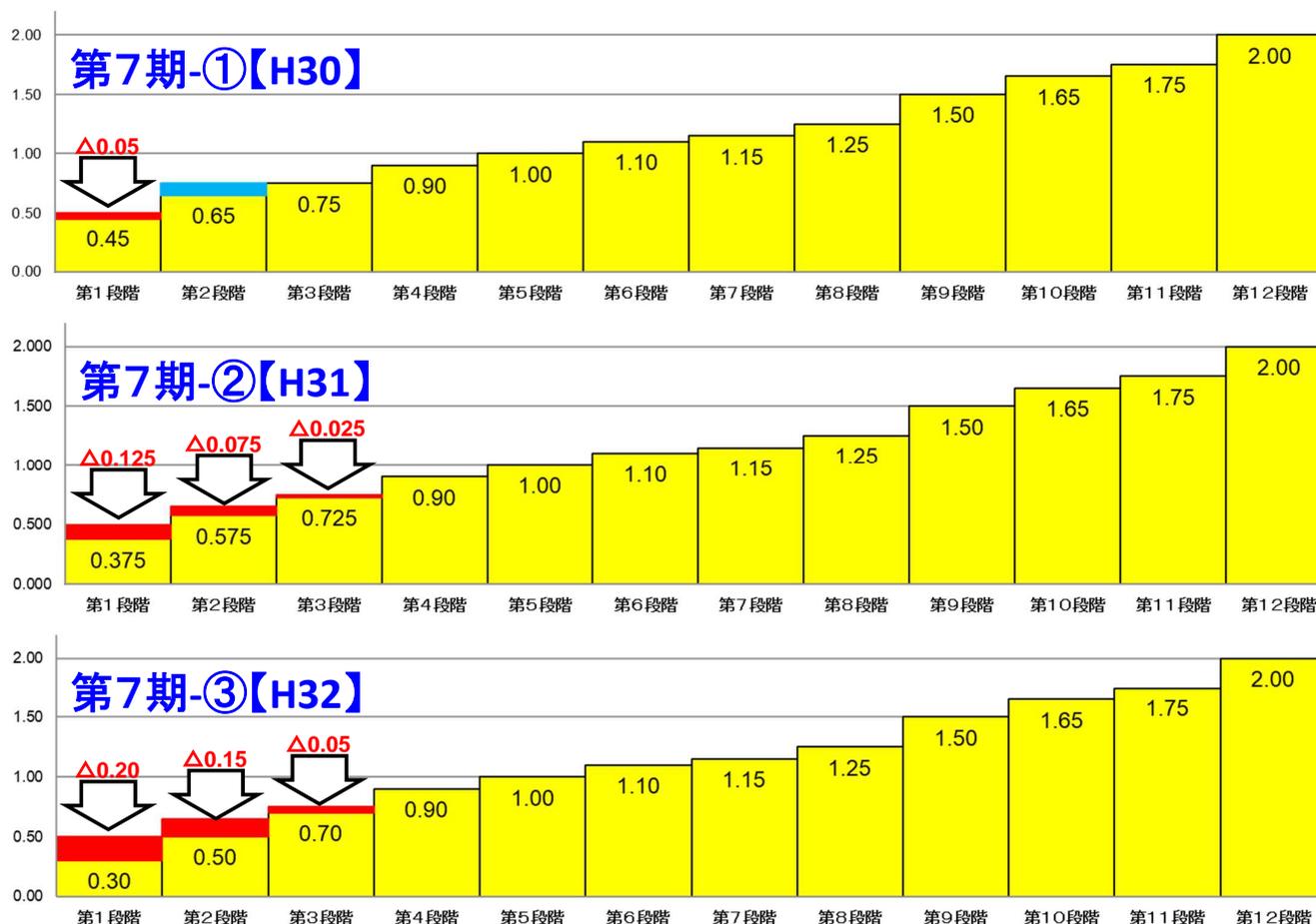
	第1段階	第2段階	第3段階
2018年4月～	0.45	0.75	0.75
2019年4月～	0.375	0.625	0.725
2020年4月～	0.3	0.5	0.7

※ 第1段階は2015年4月から一部実施し、0.5から0.45に軽減している。

また、2019年度の途中で被保険者資格を取得した場合には、上記のとおり算出した保険料年額を月割することになるため、①の計算方法となる。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係 (内線2164)

第7期における加賀市の所得段階別保険料額



第7期における加賀市の所得段階別保険料額

	基準額に乗ずる割合			保 険 料 額					
				年 額			月 額 (※参考値)		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第1段階	0.45	0.375	0.3	34,020	28,350	22,680	2,835	2,362.5	1,890
第2段階	0.65	0.575	0.5	49,140	43,470	37,800	4,095	3,622.5	3,150
第3段階	0.75	0.725	0.7	56,700	54,810	52,920	4,725	4,567.5	4,410
第4段階	0.90			68,040			5,670		
第5段階	基準額	1.00		75,600			6,300		
第6段階	1.10			83,160			6,930		
第7段階	1.15			86,940			7,245		
第8段階	1.25			94,500			7,875		
第9段階	1.50			113,400			9,450		
第10段階	1.65			124,740			10,395		
第11段階	1.75			132,300			11,025		
第12段階	2.00			151,200			12,600		

第7期における保険料負担総額	5,008,440 千円
保険料収入	4,924,711 千円
低所得者保険料軽減繰入金	83,729 千円

※公費負担割
国1/2、県1/4、市1/4

平成31(2019)年度介護報酬改定について

2019年度介護報酬改定について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、2019年度介護報酬改定に関する審議報告が別添のとおり取りまとまりましたので、情報提供いたします。今後、諮問・答申の後、2019年度介護報酬改定に係る通知等について、年度末を目処にお送りする予定です。

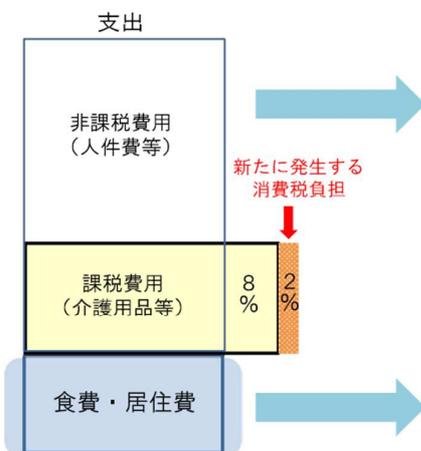
なお、2019年度介護報酬改定について、事務的に改定率換算しますと全体で2.13%となりますが、個別の改定率については、以下のとおりです（改定率については満年度、国費については来年10月施行のため、2019年10月から2020年3月までの必要額です。）。

- ・ 消費税率引上げにあわせた介護保険サービスに関する対応
+0.39%（国費+50億程度）
- ・ 補足給付に係る基準費用額の引き上げ
+0.06%（国費+7億円程度）
- ・ 新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の処遇改善
+1.67%（国費+210億円程度）

厚労省老健局介護保険計画課 平成30年12月26日付事務連絡「2019年度介護報酬改定について」より

消費税率引上げにあわせた介護報酬等に係る消費税の取扱い

改定率 +0.39%
※ 基準費用額の対応で、別途国費7億円程度



①介護報酬

- 介護報酬については、給付の9割をしめる基本報酬への上乗せを行う。上乗せ率は、各サービスの課税費用の割合を算出して定める。（加算報酬についても、課税費用の割合が高いものについては、上乗せを行う。）
- 在宅サービスの利用量の上限である区分支給限度額について、介護報酬の上乗せに伴い引き上げを行う。

②食費、居住費（基準費用額の対応）

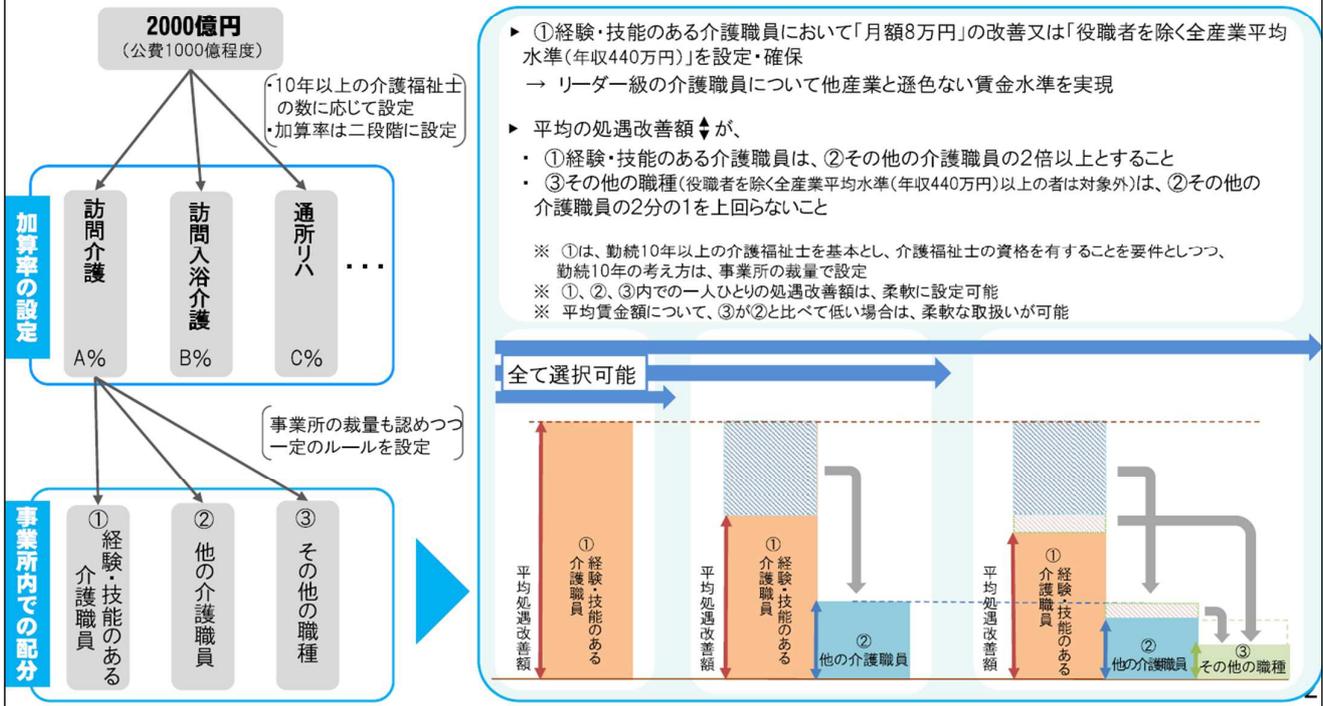
- 食費、居住費への補足給付の算出の基礎となる費用について、消費税率引き上げによる影響分について上乗せを行う。

新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善

国費210億円程度
※ 改定率換算+1.67%

○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。
具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができる**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所に
おける勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



処遇改善加算全体のイメージ

<新加算（特定処遇改善加算）の取得要件>

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

- ・ サービス提供体制強化加算（最も高い区分）、特定事業所加算（従事者要件のある区分）、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定
- ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率がその×0.9となるよう設定（ただし、新加算（Ⅰ）と新加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる場合（1.5倍を超える場合）には、×0.95となるよう設定）

